

令和7年度越谷市社会福祉審議会

第3回障害者福祉専門分科会 会議録

日時：令和7年10月14日（火）

10：00～11：40

場所：越谷市役所本庁舎8階
第2委員会室

●障害者福祉専門分科会

○委員定数（17名）

○出席委員（10名）

高野 雅美	委員	越谷市手をつなぐ育成会
村山 勝代	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
田沼 良輔	委員	越谷公共職業安定所
高橋 忠	委員	越谷市歯科医師会
桑原 礼子	委員	やまびこ家族会
会田 真理子	委員	越谷市ボランティア連絡会
中根 陽子	委員	埼玉県障害難病団体協議会
小澤 昭彦	委員	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科
横内 浩一	委員	公募委員
高橋 良江	委員	公募委員

○欠席委員（7名）

鈴木 弘子	委員	ロービジョン友の会アリス
松田 繁三	委員	越谷市医師会
岡野 昌彦	委員	越谷市医師会
望月美恵子	委員	越谷市聴覚障害者協会
愛甲 悠二	委員	埼玉県立越谷特別支援学校
相澤 靖子	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校
根本ひかり	委員	公募委員

○事務局出席者（11名）

小田 大作	福祉部長
山崎 健晴	福祉部障害福祉課長
斉藤 秀樹	福祉部障害福祉課調整幹
近藤 陽介	福祉部障害福祉課調整幹
佐藤 栄樹	福祉部障害福祉課副課長
佐野 瞳	福祉部障害福祉課主任
丸岡 龍介	福祉部障害福祉課主任
金子 豊	子ども家庭部子ども福祉課長
木村 なつ子	子ども家庭部子ども福祉課副課長
飯島 克視	子ども家庭部子ども福祉課主幹
野中 奈保子	子ども家庭部子ども福祉課主幹

1 開会

開会後、事前配布資料、当日配布資料の確認を行った。

次に、越谷市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、会議は委員の半数以上の出席で成立することを説明。障害者福祉専門分科会は委員総数 17 名のうち 10 名が出席しているので、会議が成立する旨を報告した。

2 議事

議事については、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、小澤分科会長が議長となり進行した。

また、本審議会が越谷市社会福祉審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明後、傍聴者1名が入場した。

協議事項

○第6次越谷市障がい者計画素案について

事務局より、資料1及び資料2及び当日配布資料に基づき説明を行った。

また、今後のスケジュールについて説明した。

（11月庁内会議、12月上旬～1月上旬パブリックコメント実施、2月上旬第4回障害者福祉専門分科会にて最終案の協議）

質疑等（要旨）

【委員】

資料1の108ページ、「コラム 災害時支援バンダナの配布」について、バンダナは実際に障がいが発生したときに配布されるのか、日常の生活でもこのバンダナをつけてよいのか。

【事務局】

災害時支援バンダナは、障害者手帳の取得のため来庁された際に、障がい等級の判定で配布対象として該当する方に、窓口で着用方法や使い方を説明しながらお配りしている。三角巾にもなる90cmサイズで、4つのメッセージパターンを障がいに応じて着けていただき、災害時に支援を受けやすくするだけでなく、普段から持ち歩き、支援を受けたいときに着用することもできる旨お伝えしてお配りしている。

【委員】

コラムや障がい福祉に関するマークなどはカラーにできないのか。

【事務局】

現行計画については表紙がカラーで中身が2色刷りとなっているが、次の計画は全編フルカラーにできるよう調整中である。

【委員】

災害時支援バンダナに、精神障がいや発達障がいなど外見からは障がいがあることがわかりづらい方やヘルプマークをつけた方への配慮も必要であるという注意書きやマークを付け加えていただけると、対象者がより明確になるのではないかと。身近な人から聞いた話で、災害時、発達障がいのお子さんが地震の揺れで興奮し楽しんでいる雰囲気を出してしまったところ、周囲の方から白い目で見られたということを知った。

【事務局】

災害時支援バンダナの配布対象は、障がい重度の方を基本とさせていただいているが、災害時等に避難所において支援が必要な方には、随時対応することになっている。また、委員のお話にあったヘルプマークの他、越谷市では、バンダナやヘルプマークでは得られない医療機関情報や配慮が必要なことを記載し携帯できる「ヘルプカード」の配布も独自に行っている。それらを総合的に周知、配布するとともに今後も対応策を考えていきたいと考えている。

【委員】

ヘルプカードは随時いただけるのか。

【事務局】

随時お配りしている。また、資料 1 の 70 ページにヘルプマークやヘルプカードについて掲載しているが、ヘルプカードについて、市のホームページから様式をダウンロードして使用できることを追記したいと思う。

【委員】

資料 1 の 89 ページ「福祉体験学習」や 99 ページの「障がい者スポーツ教室」等のコラムについて、コラムの取組みに関心を持たれた方が問合せできるよう、窓口の情報を記載できたらよいのではないかな。

【議長】

記載する方向で検討させていただく。

【委員】

資料 1 の 65 ページ、成年後見制度について、取り組み内容自体はとても素晴らしく適切だと思うが、施策のタイトルが「成年後見制度の充実」というのは、制度自体は法的にでき上がっているものだと思うため引っかかった。検討する必要があるかなお願いしたいと思う。

また、同じページの「コラム 成年後見制度」の 4 行目の表現が「たとえば」となっており、濁点が抜けている。

【議長】

脱字は後日修正させていただく。

「成年後見制度の充実」の表現についてはどうするか。

【事務局】

検討させていただく。

【委員】

成年後見制度については、財産がたくさんある方しか使えない制度だと考えていたが、68 ページの数値目標「②－3 成年後見制度の利用支援」の指標「報酬助成件数」について調べたところ、自分が亡くなった後にも支援をしてくれる制度があると知り、困っている方がいたら案内していきたいと思う。

【委員】

成年後見制度について、昨今は自分と子どもや孫と同居している高齢者の方が少なく、自分が亡くなった後のことを子どもたちに託せない状況の方もいる。そうい

った中で成年後見制度は必要だと思うが、身内ではない方に財産を預けるということに不安もある。後見人となる方々の資格や研修などはあるのか。

【事務局】

後見人の資格については、家庭裁判所に親族申し立てを行い、親族が後見人となることが多いが、家族が少なくなってきたり、疎遠になっていたりということもあり、親族以外による後見は増えている。親族以外の後見人としては、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、精神保健福祉士といった、国家資格のある信用できる方々が担っており、家庭裁判所で成年後見人の監督人をつけるという制度もある。また、市民後見人という、弁護士等の資格を持たずとも成年後見人を担える方を養成することを県、市でも行っているが、なかなか成り手がいないのが現状である。今後、後見人の必要な方が増えてくる場合は、事前に後見人を自分で指定して家庭裁判所に申し立てておく任意後見という方法や、お金はかかるが信託銀行など、信託で委任をするという方法もある。

後見人の研修については、越谷市ではこれまで4期にわたり何日間かの養成研修を行い、市民後見人の登録をしていただいている。全員が活動しているわけではないが、定期的な研修を行い、いつでも市民後見人になっていただけるような体制をとっている。制度全般的な話では、新聞報道など見ていると、後見人の方にもいろいろな方がいて、支障が生じることもあるということで、国のほうでもこの制度を見直すことについての議論が始まっており、今後、制度の内容が変わる可能性もあるため、引き続き情報収集しながら体制を整えていきたいと考えている。

【委員】

今の高齢者の孫やひ孫の世代では、生活環境や親に対する状況が昔と違い、私有財産などにあまり興味を持たない。制度の内容を現代に合ったものにしていただくと助かる。

【委員】

私は成年後見人だが、成年後見制度というのは、あくまで被後見人、後見されているご本人の法的権利を守るための制度で、ご本人が亡くなると後見人の仕事はその時点で終わる。亡くなられた後の財産については、後見人は無関係となる。

【事務局】

ご本人が亡くなられ、後見人が外れた後にどうするかということも、全国的な課題になっていて、国でもこの議論は始まっている。

【委員】

社会福祉協議会が窓口になっている事業で、成年後見制度に似た支援がある。私

も関わったことがあるが、一人暮らしの方が体調不良で施設に入所したのち、どんどん体力が落ちて自由が利かなくなり、ずっと入所のままとなってしまう、お子さんもいなくてどうしたらいいかと相談を受け、社会福祉協議会の窓口相談に行ったら、そこから後見人の方を派遣された。この事業はその成年後見制度とは全く別のものなのか。

【事務局】

今のお話は社会福祉協議会で行っている「みまもり・あんしん事業」だと思う。少額の金銭管理等に関してご本人との契約で行うものだが、市では法令に伴って認知的な機能の低下や障がいによって、契約行為や財産の契約など生活の支障がある方に対しての法的な後見制度に基づく支援を実施している。これとは別に、任意後見ということで、ご自身の意思によって後見人をつけていただく方もいる。お話があったように、支援を必要としている方には、認知機能や障がいの状況など様々な方がおり、状況に応じて社会福祉協議会と一緒に様々な事業をご案内させていただいている。

【委員】

資料1の67ページ「施策④広報・啓発活動の推進」の「3『障害者週間』・『人権週間』の周知」の1行目に「『障害者週間（12月3日～9日）』を周知するため、『障害者の日記念事業ふれあいの日』を開催し」とあるが、実際にふれあいの日が開催されているのは6月である。6月に開催しているのは様々な理由があるのと思うが、この書き方だとふれあいの日も12月に開催しているように見えるため、誤解されてしまうのではないかと思った。

【事務局】

ふれあいの日開催が6月になったのは、12月は気温が低いため、参加者の体調面なども考慮し、6月に移動した経緯があるが、この書き方だと12月に開催するよう見えるため、修正を検討させていただく。

【委員】

本日配布いただいた冊子「広げよう心のバリアフリー」の6、7ページの「障がいに関わるマーク」について、一般のお店で販売されているマークもあると思うが、障がいに関するマークはどのように配布されるのか。また、ヘルプマークはカード型になっているのか。

【事務局】

障がいに関わるマークについては、資料 1 の 69、70 ページにも「コラム 障がい福祉に関するマーク」として掲載している。市で配布しているものとしては、7 ページの「ハートプラスマーク」がある。内部障がいがあること表すマークで、配布を希望される方にお配りしているものであるが、現在は内部障がいのあることも含め、援助や配慮が必要な方のためのマークである「ヘルプマーク」が、全国共通で認知されてきており、配布を希望される方に対し窓口で簡単なヒアリングをした上でお渡ししている。その下の「ほじょ犬マーク」については、越谷市ではあまり聞かないが、施設やお店で補助犬の同伴が拒否される事例があるということで、法律で公共、民間施設でも補助犬が同伴できるようになっていることを啓発するマークであり、配布を希望される方に配布するととも市の施設にも入口などにマークを貼っている。

この他にもマークは様々なものがあるが、基本的に、まずは「ヘルプマーク」、そして市独自で作っている「ヘルプカード」、「災害時支援バンダナ」を中心に啓発を図っていきたいと考えている。

啓発に関連した取組みとして、毎年市内の小学 4 年生に「手話いいね!!」という冊子をお配りして学校で活用いただいているが、配布を始めて 8 年、毎年約 3 千人に配布しているため、2 万人以上の方が手話に触れたことがあるということになっており、市で手話の啓発イベントをやっていく中でも手話を知っているという方が増えていると感じている。

また、本日お配りした「広げよう心のバリアフリー」の冊子は、今年度は小学校 5 年生と 6 年生、今後は小学 5 年生に配布していく。どのような障がいがあり、障がいのある方に対し、どう手助けをしたらいいのか等について、こどもの段階から触れていただくことにより、越谷市を思いやりあふれるまちにしていきたいと思っているため、皆様からも周知いただけるとありがたい。また、冊子を皆様の集まり等で使用したいということがあれば、市内の方には喜んでお配りするため、障害福祉課まで連絡をいただきたい。

【委員】

埼玉県が行っている障がい者団体などにリフト付き大型バスを貸し出している事業が、今年度末で終了になってしまうということが新聞にも掲載されていた。越谷市の方にはこういうのを利用したり、なくなると困るという声はないのか。

【事務局】

県では、バスの運転手不足等の事情により今年度をもって運行を終了する話があ

り、先日の県議会でも様々な議論が行われていた。越谷市にも伊豆の旅館へ行ったりしている団体があることは把握しているが、市を通して申請する事業ではないためか、特に困ったというお話は現時点では聞いていない。

【委員】

資料 1 の 23 ページ「⑬災害に備えて力を入れてほしいこと」のアンケート項目に関して、昨今の猛暑に対する対応の仕方や、寒さ対策、停電による電気不足などに対し、市のほうで何か対策はあるのか。電力不足は障がいの有無に関わらず命の危険につながると思う。

【事務局】

事務局でも全部の情報を持ってはいないが、まず、地区センターが 1 次避難所となる。地区センターには基本的に自家発電機があり、重油等により数日程度動かせるようになっている。学校の体育館については、優先的に空調の設置を市で進めており、ガスによって動く停電時にも対応した空調設備の設置も進めていると認識している。

また、障がいのある方に限らず、日常的に人工呼吸器やたん吸引等の医療的ケアが必要な方もおり、やはり停電時等、電気がなくなってしまうと生命の危機に直結するため、越谷市では、3 年ぐらい前から人工呼吸器や日常生活で医療機器を使っている方の状況によって、発電機やバッテリーの給付を行っている。これらの取り組みでも十分ではないと思うため、今後も様々な視点で検討していきたいと考えているため、皆様も気づいた点があればご意見いただきたいと思う。

【委員】

資料 1 の 80 ページの「コラム 地域生活支援拠点等」について、このコラムを見て、地域生活支援拠点等の仕組みを利用したいと思ったときに、まずはどこに連絡したらよいのか。イメージ図にある拠点コーディネーターというものもわからないため教えていただきたい。

【事務局】

まずは基幹相談支援センターにご相談いただくことになると思うが、このコラムとイメージ図だけだと説明不足だと思うので、コラムの内容を補足できるよう記載について検討させていただく。

【委員】

連絡先がコラムに追加されていてすごく助かる。やはり、相談や連絡をしたくてもその連絡先を探すまでが大変なことだと思うため、相談窓口等の連絡先をまとめた一覧表のようなものがあるとよりわかりやすいと思う。

【事務局】

本日の資料1の素案は、計画の内容について協議をいただくため、本編の部分だけとなっているが、パブリックコメント終了後、最終案の際には、本編に関する参考資料等をまとめた「資料編」を付け加える予定である。その資料編の中に連絡先一覧も加えられるように検討していきたいと思う。

【委員】

資料1の84ページの「②－5 家族介護支援事業の推進」の指標「家族介護教室参加人数」について、現状値が15人となっているが、家族介護教室というのは、どういったかたちで実施しているのか。

【事務局】

ご質問の家族介護教室は、地域包括ケア課という高齢者福祉に関する担当課が主催となっており、内容としては、いわゆるケアラーの方に対しての講習や、家族介護について同じ境遇の方々が集まり、関係機関も含めて一緒に話し合うものとなっている。

【委員】

現在、若い世代の方が家族介護の問題に直面している。少し前は、親が親の介護をしている場面を見ており、必要なことは自分で考えて動いていた。今の若い世代の方は、自分の親のことでも「私がやるんですか」というスタンスである。このため、若い世代の方に対し、家族介護とはどういうものなのか教える教室ができたらいいと思う。

【事務局】

市でも、高齢だけでなく障がいや子ども分野も含め、横断的にケアラーの支援体制について検討しているところである。

【委員】

資料1の79ページ、「コラム 障がい者等基幹相談支援センター」について、北部の地区に関しては北部市民会館内と明記されているが、他の地区は住所の記載のみである。北部市民会館のように施設の名称はここには入らないのか。

【事務局】

基幹相談支援センターについては、民間の事業者への委託によって運営しているため、事業者が運営する事業所の住所、電話、FAX番号を掲載しており、電話もそれぞれの地区の事業所に直接つながる。北部地区は、北部市民会館の中にその事業所が入っているので、施設の名称が記載されているという状況である。

【委員】

そうすると、事業所の名称等がここに入っているとわかりやすいと感じた。

【事務局】

このコラムに記載している情報については、今後事業所が移動する可能性もあるところで、現在住所を表記しているが、いただいたご意見を踏まえ、記載する情報について検討していきたい。

補足になるが、この 79 ページのコラム「障がい者等基幹相談支援センター」と、先ほどご質問をいただいた 80 ページのコラム「地域生活支援拠点等」は関連した取り組みとなっている。また、先ほどケアラー支援の話もあったが、基幹相談支援センターはケアラーの方の相談先にもなっており、障がいのある方、ご家族の方、また周りの地域の方が相談できる場所として越谷市が力をいれている事業となっている。例えば、ヤングケアラーの方で、自分の親の介護のため学校に行けなくなってしまうという場合、学校に相談するのもそうだが、基幹相談支援センターでも相談を受けて関係機関につなぐことができる。そういった支援の入り口となる機能をもったセンターを市内東西南北の 4 か所設置している。

実際の相談件数は、令和 2 年度 4 か所で約 2 万件だったが、令和 6 年度は 3 万 2 千件まで増えている。増えたからいいというわけではないが、相談先としては機能していると考えおり、今後も基幹相談支援センターの周知を行っていきたいと考えている。

【委員】

資料 1 の 97 ページ「施策①情報アクセシビリティの向上」の「1 広報媒体を通じた広報・啓発の充実」に記載のある「越谷市の障がい者福祉ガイド」はどのように配布しているのか。ガイドがあること自体把握されていない方がいると思う。

【事務局】

障がい者福祉ガイドは、配布にあたって特に要件はなく希望される方にお配りしている。また、手帳や障害福祉サービスの申請等の際にもお渡ししており、初めての申請で不安な方もいらっしゃるため、お時間を頂戴し、状況に応じて具体的に該当するページを開きながら説明させていただいている。

また、このガイドはホームページからダウンロードでき、視覚障がいの方でも情報を得られるよう音声コードを入れています。大事な書類だと思っているため、今後も内容を改定しながら配布していきたいと考えている。

【委員】

資料1の74ページ「施策③ 地域での保健・医療体制の充実」の「4 精神保健に係る支援の充実」について、先ほど家族教室の話があったが、ここの取組みの記載の中にも「精神障がい者の家族を対象に『家族教室』を開催し」とある。先ほどの家族教室とはまた別のことなのか、また、こころの健康支援室はどこにあるのか。

【事務局】

「精神保健に関する支援の充実」の家族教室に関しては、保健所の所属のこころの健康支援室が担当課となっており、発達障がいの方や統合失調症、またうつ病の方の家族教室を開催してきている。講師としては専門医や臨床心理士、作業療法士が来たり、当事者の方のスピーチもやっている。

先ほどこころの健康支援室は保健所の所属といったが、保健所にあるのではなく、障害福祉課のある第3庁舎の1階の奥にある。やはり精神保健の相談に関しても、障害福祉課、生活保護、子ども福祉課等が連携して対応していく課題も多いため、こころの健康支援室は保健所の所属でありながら市役所の中に存在している。

3 その他

【事務局】

事務局より、次回開催予定について説明した。（2026年2月上旬頃）

4 閉会

閉会に伴い、高橋副分科会長より挨拶をいただいた。

（以上）